

小千谷商工会議所

小千谷市本町2-1-5

TEL: 0258-81-1300

FAX: 0258-83-3632



経済産業省より「持続化給付金の支援対象の拡大について」

本拡充により、「主たる収入を雑所得・給与所得で確定申告した個人事業者」、「2020年1月～3月の間に創業した事業者」が支援対象として追加されました。

本拡充による対象者については追加の提出書類が必要となりますのでご注意ください。

○持続化給付金の支援対象の拡大について

<https://www.meti.go.jp/covid-19/pdf/kyufukin-kakudai.pdf>

※詳細等が記載されていますのでご確認ください。

○申請要領等について

・主たる収入を雑所得・給与所得で確定申告した個人事業者等向け

https://www.meti.go.jp/covid-19/pdf/kyufukin_zatsukyuyo2.pdf

・中小法人等向け

https://www.meti.go.jp/covid-19/pdf/kyufukin_chusho2.pdf

・個人事業者等向け

https://www.meti.go.jp/covid-19/pdf/kyufukin_kojin2.pdf

問い合わせ先

持続化給付金コールセンター

TEL: 0120-115-570

受付時間: 午前8時30分～午後7時

6月は毎日

7～12月（土曜日を除く日から金曜日）